労使関係に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施に当たりましては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていくこととしている。

教育振興計画による数値目標に伴う教員の業務負担増に関する項目

教育振興基本計画は、「教育基本法」第17条第2項および「大阪府教育行政基本条例」第3条に規定する基本的な計画であり、大阪の教育力向上の観点から、大阪の教育振興に関する基本的な目標および施策の大綱、並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、学識経験者からなる教育振興基本計画審議会の意見等もふまえとりまとめ、府民意見の募集を実施した後、府議会の議決を経て、策定されたもの。

事業計画は、教育振興基本計画に掲げた目標の実現に向け、平成29年度までの５年間で取り組むべき施策や事業を整理したもので、その実施については、市町村や学校現場と連携し、効果的に取組みを進めていく。

改訂学習指導要領における授業時間の増加による教職員の業務負担増大に関する項目

学習指導要領総則第1の1において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童（生徒）の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」と示されているところであり、各学校で創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められている。

各学校の実態に応じた教育課程の弾力的な編成、学校や教職員の創意工夫を尊重するとともに、文部科学省に弾力的な運用の拡大を求めるなどの教職員の負担軽減に関する項目

授業時数確保の取組みは、設置者である市町村教育委員会や各学校の判断において行われている。

また、学習指導要領総則第3の4において、「各学校においては，地域や学校及び児童（生徒）の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる」と示されており、各学校で創意工夫を生かした教育課程の編成が求められている。

小学校低学年からの英語教育などの実施による教員の業務負担増に関する項目

平成25年12月に公表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」では、「初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る」とされている。

府教育庁では、平成26年度から２年間「英語教育推進事業」を実施し、小・中学校において英語教育の実践研究を行った。今後も、国の動向を注視しつつ、英語教育の推進を図っていく。

「全国一斉学力調査」「全国一斉体力・運動能力調査」対策による教員の業務負担増に関する項目

「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、文部科学省を実施主体、市町村教育委員会を参加主体として実施されるものであり、府教育庁としては、市町村別結果や学校別結果の取扱いについては、実施要領に基づき適切に対応する。

全国学力・学習状況調査等から明らかになった課題の解決に向け、市町村教育委員会や学校では、活用の力をはぐくむための授業改善や家庭学習習慣の定着など、学力向上に向けた取組みが進められている。

府教育庁としては、市町村教育委員会や学校が、本調査の結果から自らの課題を把握し、その解決を図るため、計画的に学力向上の取組みを進めることは重要であると認識している。

「スク－ル・エンパワ－メント推進事業」は、政令市を含む府内８４の推進校が、配置された担当教員を中心に、学力向上のための年間の取組み計画を策定し、保護者・地域等と連携のもと、学校全体で学力等の課題解決を図っていくもの。

府教育庁としては、今後とも各市町村教育委員会と連携し、推進校の取組みに対する助言など、支援を行う予定。

小中一貫教育に伴う新たなカリキュラムの作成や指導方法の統一、交流学習などの教職員の業務負担増加に関する項目

小中一貫教育については、各市町村の判断により進められるものであり、府教育庁としては、市町村担当指導主事会等を通じ、市町村に対して、国の状況や府内の先進的な事例について情報提供を行うなどの支援を行っていく。

初任者研修・10年次研修の課題対応による対象教員の業務負担増に関する項目

初任者研修・10年経験者研修は、教育公務員特例法にもとづき実施している。

　平成28年度から、「学び続ける教員の育成」や「理論と実践の往還によるＯＪＴの推進」等をめざして、研修体系の見直しを行った。

　今後も、研修をより効果的で充実したものにするため、研修内容や研修方法の工夫を図っていく。

勤務評価結果の給与等への反映に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

また、大阪府立学校条例において、教員の授業に関する評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていきたい。

今後とも勤務労働条件に関わる事項については、協議していきたい。

勤務する教職員の通勤などの勤務条件に影響を与える高校の統廃合に関する項目

平成25年３月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した。

同計画に基づき、平成25年度よりエンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などの対象校を決定してきた。

今後も、府立高校・市立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めていく。

入試制度変更に伴う教員の業務負担に関する項目

平成29年度入学者選抜においては、調査書の評価対象学年を２年生までに拡大することや、学力検査「英語」の問題を変更することから、３月に平成28年度の府内公立中学校等の１、２年生全員にリーフレットを作成し、配付した。

平成29年度入学者選抜の詳細については、６月上旬から中旬にかけて、市町村教育委員会や中学校の校長等に対して説明を行った。６月末に府内公立中学校等の３年生全員に配付する「公立高等学校ガイド」の中には「平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要」を掲載し、７月24日の公立高校が一堂に会して開催する「大阪府公立高等学校進学フェア2017」において、入学者選抜制度について説明する時間を設けるなど、中学生や保護者に制度の周知を図っていく。また、10月下旬から11月上旬には選抜実施要項について、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などを対象に説明会を行う予定。今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

また、中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、府教育委員会のホームページに、公立高等学校・支援学校検索ナビ（愛称：「咲くなび」）を開設し、公立高校や支援学校の学校情報を提供している。また各学校のホームページについても、創意工夫に努め、学校の活動を鮮明に伝えるよう指導しているところ。

加えて、中学校等における事務作業を軽減するため、「成績一覧表作成支援ソフト」を作成し、３学年用は昨年11月に、１、２年用は２月に参考送付した。今年度についても同様のソフトを作成する予定。

今後も、事務作業軽減に向けて研究に努めていく。

公立高校学区撤廃による中学校教員の進路指導業務増大に関する項目

高等学校の通学区域については、大阪府立学校条例において、「高等学校の通学区域については、平成26年４月１日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。」と規定されたことから、平成25年３月26日に大阪府立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正し、平成26年４月１日から施行した。

府教育委員会としては、高等学校等ガイドの配付やインターネットを通じて学校情報を簡単に検索することができる公立高等学校・支援学校検索ナビを開設するなど、中学校における進路指導、生徒の進路選択を支援していく。

入試における調査書の変更及び府内統一テスト実施による教員の負担増に関する項目

平成28年度以降の入学者選抜における調査書については、中学校での学習活動を幅広く評価するために、評価対象学年を第１学年から第３学年までの全学年に拡大した。ただし、経過措置として、平成28年度選抜では第３学年のみ、平成29年度選抜では、第３、第２学年のみとする。

また、「活動/行動の記録」については、これまでの総合所見欄に代わるもので、総合的な学習の時間や特別活動、部活動、学校行事の記録など、学校内での日常生活を含む中学校でのあらゆる教育活動、学校生活全般にかかわる行動の記録を、具体的事実を示して記載することとしている。

これは生徒を学力だけでなく、人物像も含めて多面的に評価したいという観点から選抜資料として活用するもの。

平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜においては、調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要と考え、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、全国学力・学習状況調査を活用したが、平成29年度以降の入学者選抜においては、全国学力・学習状況調査に代えて、中３チャレンジテストの結果を活用することとした。

チャレンジテストについては、大阪の子どもたちの学力を把握・分析し、教育指導の改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定の公平性を担保するため、今年度は、第３学年を平成２８年６月２３日、第１学年、第２学年を平成２９年１月１２日に実施する。

公立高校授業料無償化の「所得制限」導入による教職員の業務負担増大に関する項目

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成27年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

平成29年度以降の事務処理体制については、平成28年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していく。

公立高等学校授業料無償化制度に所得制限が導入されたことについては、国においても財政状況が厳しい中、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するという法目的は堅持しつつ、限られた財源で施策の重点化を図っていくものであり、この制度で捻出した財源を活用して「奨学のための給付金」制度の創設もされたところ。

なお、当該所得制限導入の法改正時には文部科学省関係の衆参両議院の委員会においても、「就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給できるよう必要な予算の確保に努めること。」との附帯決議がなされているところ。

「奨学のため給付金」は、授業料無償化制度に所得制限を導入により捻出された財源を活用して制度創設されたものだが、就学支援金との給付要件の違いや世帯区分による給付格差が大きいことなどに課題があると考えている。

給付金の給付額については、全国知事会の政策要望においても格差解消を要望しているところであり、また、府教育庁としても、昨年11月、文部科学省の担当者と意見交換する場があり、給付要件や給付格差の見直しなどについて要望した結果、本年度より生活保護を除く非課税世帯の一人目の給付額が３７，４００円から５９，５００円に増額されたところ。

府教育庁としても、昨年11月と同様、本年７月に文部科学省の担当者と意見交換する場があり、これら附帯決議を踏まえ、所得制限、給付要件や給付格差について見直すよう、引き続き要望したところ。

今後とも国の動向に注視しつつ、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取組んでいく。

文部科学省に対し、「国の責任で小・中・高校の３０人学級の実現」と「教職員定数増」の早期実現を求めるなどの教職員の業務負担軽減に関する項目

高等学校の学級編制については、国が定める４０人という標準を堅持しつつ、国措置の定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

府教育委員会としては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、教育条件の改善を図っていきたいと考えている。

大阪府では、小学校１・２年生が、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した生活を送るための重要な時期であるという認識に立ち、35人を基準とした少人数学級編制を実施してきたもの。

なお、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が、学校運営上や教育上望ましい場合には、市町村教育委員会の判断により、標準学級数に応じて配置された教員定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

府教育委員会としては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践してくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してきた。

文部科学省では、平成28年度概算要求において、教職員定数の戦略的充実を図るため、アクティブ・ラーニングによる授業の革新、諸課題への対応及び、チーム学校の推進に必要な定数改善を計上し、平成28年度当初予算において、時代の変化に対応した新しい教育や学校が抱える喫緊の課題等に対応する教職員指導体制の充実を図るための加配定数として525人の増が行われたところ。

引き続き、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

長時間過密労働を解消するため、府教委、校長の責任で実効ある措置を講じることに関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成20年１月に教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームを設置し、様々な角度から検討を行い、平成24年度、府教育委員会として検討すべき取り組み内容を「教職員の業務負担軽減に関する報告書」にとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育庁の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきたい。

また、時間外在校時間データや長時間労働者への医師面接指導実施状況などを踏まえて、教員の長時間労働による健康障がいの防止に向けた課題を検討するため、平成27年8月31日に大阪府立学校安全衛生協議会の健康対策部会に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、調査審議を行っている。

なお、教員の業務負担軽減は、教育庁での取組みと学校現場における取組みを車の両輪として進めていく必要があることから、教員の意識改革など、学校現場での教職員の多忙化解消に向けた先進事例の紹介など、多忙化解消に向けた方策を実施していきたい。

具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項については、必要に応じて所要の協議を行っていきたい。

パワハラ防止に関する項目

いわゆる「パワハラ防止指針」の周知については、各府立学校長・准校長に対して、同指針を再度周知するとともに教職員が自らの言動等を点検できるように「パワハラセルフチェック」シートの活用をお願いしているところ。

また、校内相談窓口についてもすべての府立高等学校・支援学校で設置されているが、窓口が校長または教頭のみの学校については、窓口に管理職以外の教職員を配置することを今後とも指導していきたい。

指針の策定状況ですが、平成28年４月１日現在、36市町村中35市町村で指針策定を済ませており、これらの市町村を含めて今年度末までに36市町村全てで策定予定との回答を得ている。

今後とも、パワー・ハラスメント防止指針の策定について、市町村教育委員会の実態を把握しながら、教職員への啓発・研修及び相談体制の整備を進めるよう指導に努めていきたい。

６０歳を超えて働く教職員を定数から除外するなどの教職員の業務負担軽減に関する項目

再任用職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員とあわせてトータルで定数管理を行っている。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたい。

教職員が生きがいを持って働ける職場環境整備や病休や産休などの権利行使を妨げる事態を引き起こさないこと等に関する項目

府教育庁として、定数の範囲においては、基本は正規教員が担うものと考えている。

教職員の採用については、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。昨年に実施した平成28年度教員採用選考テストにおいても、全校種の合格者を2,204名としたが、そのうち、小中いきいき連携及び中学校・特別支援学校中学部の技術の35名については、追加の試験を行い合格者を確保したもの。

なお、教職志願者にとって、よりわかりやすい選考区分とするため、「特別選考」を「身体障がい者」「教職員経験者（現職教諭）」「大学院進（在）学者」を対象とする３つに整理し、その一方で、より一層優秀な人材を確保するため、「一般選考」において、一定の要件を満たす常勤講師等経験者に対して、第1次選考・第2次選考に関する加点制度を設けたところ。

新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定している。

また、採用選考テストの合格者数は、採用予定数に見合うよう、面接テスト、筆答テストなどの結果を総合的に判定して決定している。

今後とも、可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたい。

常勤職員に影響を与える臨時教職員の勤務労働条件の改善に関する項目

非常勤職員の待遇については、これまで、常勤職員に準じ、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところ。

今後とも、非常勤職員の待遇については、府の財政状況等を踏まえつつ、国や他府県の状況等も見極めながら、適切な対応に努めていきたい。